

議案第 6 7 号

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和４年岩倉市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

石仏スポーツ広場	岩倉市石仏町五山寺１番地	を
石仏公園球場	岩倉市石仏町五山寺１番地	に改
石仏公園サッカーグラウンド	岩倉市石仏町五山寺１番地	

める。

別表第２野寄スポーツ広場及び石仏スポーツ広場の項中「及び石仏スポーツ広場」を「、石仏公園球場及び石仏公園サッカーグラウンド」に改める。

別表第３野寄テニスコート、野寄スポーツ広場及び石仏スポーツ広場の項中「及び石仏スポーツ広場」を「、石仏公園球場及び石仏公園サッカーグラウンド」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第８条関係）

区分			単位	使用料
岩倉北小学校運動場照明施設			3 0 分につき	円 7 7 0
南部中学校運動場照明施設	軟式野球に利用する場合		3 0 分につき	1 , 9 5 0
	その他の場合		3 0 分につき	1 , 6 5 0
野寄テニスコート	テニスコート	1 面	午前 7 時から午前 9 時まで	6 0 0
			午前 9 時から午前 1 1 時まで	6 0 0
			午前 1 1 時から午後 1 時まで	6 0 0
			午後 1 時から午後 3 時まで	6 0 0
			午後 3 時から午後 5 時まで	6 0 0
			午後 5 時から午後 7 時まで	6 0 0

			午後 7 時から午後 9 時まで	6 0 0
	照明設備	1 面	3 0 分につき	1 0 0
	管理棟内シャワー		1 回につき	5 0
野 寄 ス ポ ー ツ 広 場	グ ラ ウ ン ド	全面	午前 7 時から午前 9 時まで	3 0 0
			午前 9 時から午前 1 1 時まで	3 0 0
			午前 1 1 時から午後 1 時まで	3 0 0
			午後 1 時から午後 3 時まで	3 0 0
			午後 3 時から午後 5 時まで	3 0 0
			午後 5 時から午後 7 時まで	3 0 0
石 仏 公 園 球 場	グ ラ ウ ン ド	全面	午前 7 時から午前 9 時まで	1, 2 0 0
			午前 9 時から午前 1 1 時まで	1, 2 0 0
			午前 1 1 時から午後 1 時まで	1, 2 0 0
			午後 1 時から午後 3 時まで	1, 2 0 0
			午後 3 時から午後 5 時まで	1, 2 0 0
			午後 5 時から午後 7 時まで	1, 2 0 0
石 仏 公 園 サ ッ カ ー グ ラ ウ ン ド	グ ラ ウ ン ド	全面	午前 7 時から午前 9 時まで	4, 8 0 0
			午前 9 時から午前 1 1 時まで	4, 8 0 0
			午前 1 1 時から午後 1 時まで	4, 8 0 0
			午後 1 時から午後 3 時まで	4, 8 0 0
			午後 3 時から午後 5 時まで	4, 8 0 0
			午後 5 時から午後 7 時まで	4, 8 0 0
		1 / 2 面	午前 7 時から午前 9 時まで	2, 4 0 0
			午前 9 時から午前 1 1 時まで	2, 4 0 0
			午前 1 1 時から午後 1 時まで	2, 4 0 0
			午後 1 時から午後 3 時まで	2, 4 0 0
			午後 3 時から午後 5 時まで	2, 4 0 0
			午後 5 時から午後 7 時まで	2, 4 0 0
		1 / 4 面	午前 7 時から午前 9 時まで	1, 2 0 0
			午前 9 時から午前 1 1 時まで	1, 2 0 0
			午前 1 1 時から午後 1 時まで	1, 2 0 0
			午後 1 時から午後 3 時まで	1, 2 0 0
			午後 3 時から午後 5 時まで	1, 2 0 0

		午後 5 時から午後 7 時まで	1, 2 0 0
	公園管理棟内男子更衣室	2 時間につき	4 0 0
	公園管理棟内女子更衣室	2 時間につき	4 0 0

備考

- 1 利用者が市内に住所を有しない者である場合は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。ただし、第 9 条の規定により使用料を減免された利用者については、この限りでない。
- 2 野寄テニスコートの管理棟内シャワーについては、備考 1 の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 石仏公園球場及び石仏公園サッカーグラウンドの管理を行わせる指定管理者の指定の手續等は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第 1 5 条第 2 項の規定の例により行うことができる。
- 3 岩倉市屋外スポーツ施設の利用の許可に必要な手續その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 前項の規定により施行日前に施行日以後の岩倉市屋外スポーツ施設の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、施行日前においても、新条例別表第 4 に定める額とする。